

小松島市立中学校における運動部活動の方針

平成30年9月
小松島市教育委員会

1. 策定の趣旨

学校の運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、体力や技能の向上、生徒同士・生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感・責任感・連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

そのため、小松島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成30年3月にスポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、徳島県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「小松島市立中学校における運動部活動の方針」を定めることとする。

本方針は、小松島市立中学校の運動部活動に参加する生徒にとって、望ましいスポーツ環境の構築という観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、学校・地域・競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動における活動方針」を策定し、各学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、学校全体としての部活動の体制を構築する上で、教員において顧問を決定することが難しい場合、校内において協議の後、教育委員会へ部活動指導員等の配置を求めることができる。

エ 校長は、活動計画等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行うことができるよう、適宜、指導・是正を行うとともに、教員の負担が過度とならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は絶対に許されないこと、服務を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ

障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解することが重要である。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日を休養日とする。
 - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）設ける。

(2) 活動時間の設定

- 1日の活動時間については、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

(3) 適切な休養日等の徹底

- ア 校長は、2(1)アに掲げる「学校の運動部活動における活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- イ 校長は、休養日及び活動時間等の設定にあたっては、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間を休養日とすること、学校全体、市共通の部活動休養日を設けるなど、活動頻度や活動時間に工夫することも考えられる。
- ウ 教育委員会は、各運動部の休養日及び活動時間等に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

5. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、生徒、教職員、保護者、地域等の実態を精査し、長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。
- イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域・保護者等の連携

- ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域との連携を図ったスポーツ環境整備への取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- ウ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意し

つつ、生徒がスポーツを楽しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を進める。

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

イ 教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、実態に応じ、大会等の統廃合等を主催者に要請するなどの取組を推進する。

7. 文化部活動について

本方針中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取扱いとする。